

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年九月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年九月十五日

埼玉県北本県土整備事務所長 武 田 敦 弘

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 さいたま鴻巣線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
北本市西高尾七丁目四番一地先まで		区 間
一三・二〇〇二〇・七八	六・五六〇一一・七六	敷地の幅員 (メートル)
五〇三・八七		延長 (メートル)
道路改築工事による。		備 考